

2 生活衛生

(1) 食品衛生

近年、食品産業の発展による加工技術の発達、輸入食品の増大に伴う流通の国際化、インターネットの普及による流通の変化、消費者ニーズの多様化、健康志向、鮮度志向等食品をとりまく環境は日々変化を遂げている。

そのような中で、生命と健康維持に最もかかわりの深い食品の安全性を確保するため、令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、すべての食品等事業者は一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理が求められることとなった。

そのため、食中毒をはじめとする食品等による健康被害を未然に防止し、食品衛生の確保、向上を図るため、食品取扱施設の監視指導、収去検査、講習会等を実施し、施設の整備改善、不良食品の排除、衛生知識の普及啓発等に努めている。

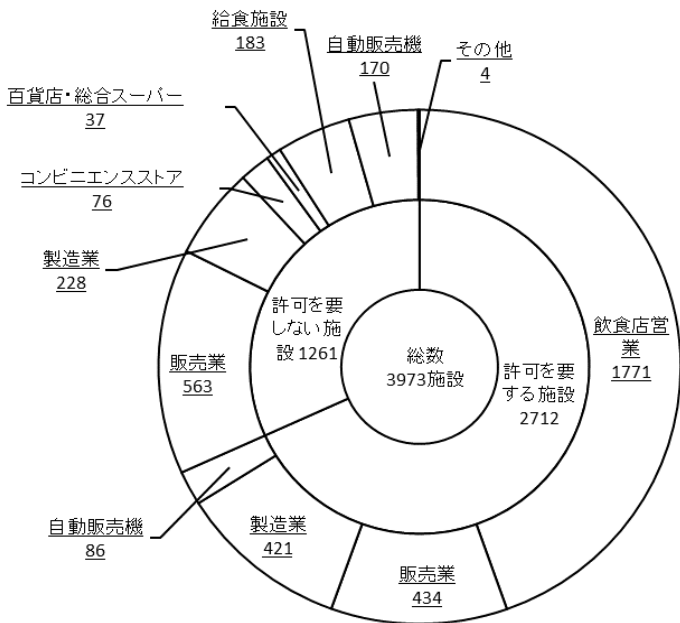
① 施設及び監視指導

一般監視のほか、営業形態、時期、各種イベント開催等を勘案した重点監視や集中監視を実施した。

《施設と監視の状況》 (単位：施設、件)

区分	施設数	監視件数
3年度	4,182	3,056
4年度	4,039	2,911
5年度	3,973	2,847

《施設の状況》



《許可を要する施設（旧法）》

（単位：施設，件）

区 分	施 設 数			新規許可件数			更新許可件数			廃 止 件 数			監 視 件 数		
	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
総 数	2,503	1,832	1,394	46	0	0	69	0	0	288	256	176	1,131	673	412
飲食店営業	1,471	1,113	845	40	0	0	37	0	0	133	146	106	516	343	205
菓子製造業	145	111	80	2	0	0	5	0	0	7	10	15	143	85	69
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集 乳 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	205	142	111	0	0	0	7	0	0	17	17	9	145	59	25
魚介類せり売業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚肉練り製品製造業	6	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	8	6
食品の冷凍・冷蔵業	7	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	3	4
缶詰又はびん詰食品製造業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫茶店営業	192	129	83	1	0	0	6	0	0	75	33	18	63	2	9
あん類製造業	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	2	2	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	4	0
乳類販売業	197	130	101	1	0	0	2	0	0	34	20	11	8	5	3
食肉処理業	18	18	16	0	0	0	1	0	0	1	0	0	23	31	15
食肉販売業	148	97	81	0	0	0	8	0	0	10	15	6	89	47	12
食肉製品製造業	6	5	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	8	11	6
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	6	5	4	0	0	0	1	0	0	1	0	0	16	6	6
醤油製造業	8	7	7	0	0	0	0	0	0	1	1	0	19	18	17
ソース類製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	9	5	4	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4	0	0
豆腐製造業	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	6
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	6	5	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	25	11	10
そうざい製造業	50	35	30	1	0	0	1	0	0	5	12	4	30	26	14
添加物製造業	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	9	8	6	1	0	0	0	0	0	0	0	2	9	2	5
冰雪製造業	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
冰雪販売業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※施設数は各年度末現在

改正食品衛生法が令和３年６月１日に施行されたため、それ以前を旧法、以後を新法として記載。

《許可を要する施設（新法）》

（単位：施設，件）

区 分	施 設 数			新規許可件数			更新許可件数			廃 止 件 数			監 視 件 数		
	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
総 数	502	960	1,318	512	478	401	0	0	0	10	20	43	1,083	1,356	1,429
飲 食 店 営 業	336	655	914	344	338	292	0	0	0	8	19	33	684	742	798
調理機能を有する自動販売機（要許可）	1	11	15	1	10	4	0	0	0	0	0	0	2	20	7
食 肉 販 売 業	8	18	27	8	10	9	0	0	0	0	0	0	23	30	27
魚 介 類 販 売 業	42	72	93	42	30	24	0	0	0	0	0	3	95	179	178
魚介類焼く売り営業	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
集 乳 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳 処 理 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食 肉 処 理 業	1	2	3	1	2	1	0	0	0	0	1	0	2	8	2
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓 子 製 造 業	33	76	112	34	43	37	0	0	0	1	0	1	76	129	148
アイスクリーム類製造業	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0
乳 製 品 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	5	5
食肉製品製造業	0	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	8
水産製品製造業	30	42	47	30	12	6	0	0	0	0	0	1	88	111	130
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液 卵 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1
みそ又はしょうゆ製造業	3	5	4	3	2	0	0	0	0	0	0	1	7	7	3
酒 類 製 造 業	2	6	5	2	4	0	0	0	0	0	0	1	8	16	4
豆 腐 製 造 業	2	4	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	6	9	7
納 豆 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麺 類 製 造 業	4	7	7	4	3	0	0	0	0	0	0	0	8	20	9
そうざい製造業	23	36	50	24	13	17	0	0	0	1	0	3	52	58	73
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	1	2	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	4	5
密封包装食品製造業	5	8	11	5	3	3	0	0	0	0	0	0	10	9	10
食品の小分け業	7	7	11	7	0	4	0	0	0	0	0	0	11	1	14
添加物製造業	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0

※施設数は各年度末現在

《許可を要しない施設の監視状況（旧法）》

（単位：施設，件）

区 分		施設数			監視件数		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
総 数		246	193	87	308	6	5
給食施設	学 校	0	0	0	0	0	0
	病 院 ・ 診 療 所	17	5	6	0	0	1
	事 業 所	2	1	1	0	0	0
	そ の 他	31	30	26	2	0	0
乳 さ く 取 業		1	1	1	0	0	0
食 品 製 造 業		175	136	44	287	4	4
野 菜 ・ 果 物 販 売 業		16	13	4	2	2	0
そ う ざ い 販 売 業		1	1	1	1	0	0
菓 子 （ パ ン ） 販 売 業		1	1	1	2	0	0
食品販売業（上記以外）		1	5	3	14	0	0
添 加 物 製 造 業		1	0	0	0	0	0
添 加 物 の 販 売 業		0	0	0	0	0	0
氷 雪 採 取 業		0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業		0	0	0	0	0	0

※施設数は各年度末現在

※広島県条例により認定等を要すると定められた施設（下記に別記）を含む。

《認定等を要する施設の監視状況》

（単位：施設，件）

区 分	施 設 数			新規認定件数			更新認定件数			廃 止 件 数			監 視 件 数		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
総 数	353	224	145	0	0	0	51	0	0	53	44	25	365	167	163
加工水産物販売業	203	123	72	0	0	0	4	0	0	33	24	17	75	16	8
加工水産物製造業	63	51	44	0	0	0	2	0	0	6	7	4	40	33	39
魚介類等行商業	49	24	13	0	0	0	0	0	0	10	13	3	4	0	0
かきの処理をする作業場	38	26	16	0	0	0	0	0	0	4	0	1	246	118	116

※広島県条例により認定等を要すると定められた施設。施設数は各年度末現在

《届出を要する施設の監視状況（新法）》

（単位：施設，件）

区 分	施設数			監視件数		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
総 数	680	909	1,029	534	542	838
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	2	6	9	8	3	5
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	8	13	14	11	4	5
乳 類 販 売 業	55	57	58	70	18	6
氷 雪 販 売 業	1	1	1	0	0	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	34	71	102	2	0	1
弁 当 販 売 業	1	1	2	30	26	14
野 菜 果 物 販 売 業	41	43	50	94	38	28
米 穀 類 販 売 業	5	5	5	5	9	1
通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業	6	5	5	0	0	0
コンビニエンスストア	41	70	76	17	29	14
百貨店・総合スーパー	34	34	37	29	120	108
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	69	75	68	1	1	7
その他の食料・飲料販売業	169	251	288	85	89	60
添加物製造・加工業	2	3	3	1	0	3
いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0	0	0	0	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	8	16	21	6	11	9
農産保存食料品製造・加工業	20	35	39	10	12	21
調味料製造・加工業	10	16	17	6	13	10
糖 類 製 造 ・ 加 工 業	0	0	0	0	0	0
精 穀 ・ 製 粉 業	2	4	5	3	2	2
製 茶 業	3	3	4	0	0	2
海 藻 製 造 ・ 加 工 業	6	11	14	5	10	3
卵 選 別 包 装 業	0	0	0	0	0	0
その他の食料品製造・加工業	15	16	17	31	7	6
行 商	9	28	37	4	0	4
集 団 給 食 施 設	135	140	150	113	149	177
器具，容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造，加工に限る。）	4	4	4	3	0	0
露店，仮設店舗等における飲食の提供のうち，営業とみなされないもの	0	0	2	0	0	352
そ の 他	0	1	1	0	1	0

※施設数は各年度末現在

※複数の業種を営んでいる場合は，代表的な業種について届け出ている。

② 収去検査

規格基準違反等の不良食品を排除するため、管内業者製造の製品、輸入食品、弁当、そうざい、生かき等を中心に検査を行った。

《食品収去検査実施状況》

(単位：件)

区 分	収 去 検体数	収 去 検体数	収 去 検体数	違 反 検体数	5 年度			
					違反理由			
					大腸菌(群)	添 加 物 使用基準	残留農薬 等 基 準	その他
総 数	376	399	422	2	1	0	0	1
魚 介 類	79	83	87	1	1	0	—	0
冷 凍 食 品	0	3	14	0	0	—	—	—
魚 介 類 加 工 品	42	30	41	0	0	0	—	0
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品	13	25	23	0	0	0	—	0
乳 製 品	0	5	5	0	—	—	—	—
乳 類 加 工 品	0	0	0	0	—	—	—	—
乳 等	0	0	0	0	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	—	—	—	—
穀 類 及 び そ の 加 工 品	48	44	44	0	0	0	—	—
野菜類果物及びその加工品	59	81	83	0	0	0	0	—
菓 子 類	38	33	33	0	0	—	—	—
清 涼 飲 料	30	16	21	0	0	0	—	0
酒 精 飲 料	0	4	4	0	—	0	—	—
氷 雪	2	2	2	0	0	—	—	—
水	2	4	4	0	0	—	—	0
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品	9	11	7	0	—	0	—	—
そ の 他 の 食 品	54	58	54	1	0	0	—	1
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	—	—	—	—
	そ の 他 の 添 加 物	0	0	0	—	—	—	—
器 具 及 び 容 器 包 装	0	0	0	0	—	—	—	—
お も ち や	0	0	0	0	—	—	—	—

③ 食中毒

《食中毒発生状況》

(単位：件、人)

区 分	発生月日	原因施設	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質	備考
3 年	1. 26	家庭	3	2	ふぐ	フグ毒	
	3. 10	家庭	1	1	ふぐ	フグ毒	
	11. 10	家庭	1	1	ふぐ	フグ毒	
4 年	3. 7	家庭	3	1	しめさば寿司	アニサキス	
	9. 11	飲食店	5	2	複合調理食品	カンピロバクター	
	10. 16	家庭	1	1	ふぐ	フグ毒	
5 年	—	—	—	—	—	—	

※食中毒統計に合わせ「年次」で区分

④ 行政処分

《行政処分状況》

(単位：件)

区分	無許可	許 可	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	回 収	移動禁
3 年度	0	0	1	0	0	1	1	2
4 年度	0	0	2	0	0	0	0	0
5 年度	0	0	2	0	0	0	0	0

※違反のあった施設に対する複数の処分を含む。

⑤ 食品衛生知識の普及啓発

講習会等を通じて、営業者の自主管理体制の確立と衛生意識の向上を図るとともに、消費者に対しても、保健所ホームページ、市政だより等で食品衛生知識の普及啓発に努めた。

《衛生教育等開催状況》 (単位：回，人)

区分	開催回数	受講者数
3 年 度	21	582
4 年 度	27	716
5 年 度	45	1,327
内 食品取扱業者	39	1,163
取 消 費 者 等	6	164

⑥ 苦情・相談

食品の腐敗・変敗，食品取扱不良等の苦情・相談等に応じている。

《苦情・相談等取扱状況》 (単位：件)

区分	総数	食品								施設		その他	有 情 症 苦
		入異 物混	発カ 生ビ の	変腐 敗敗	異異 臭味	変 色	安 全 性	表 示	そ の 他	不 衛 生	そ の 他		
3 年 度	104	6	2	2	2	0	3	44	10	2	7	16	10
4 年 度	127	2	0	0	1	0	4	77	5	3	10	8	17
5 年 度	161	8	0	1	3	1	11	69	9	8	12	16	23

⑦ 関係団体の指導育成

食品衛生関係業界の自主管理体制の確立を図るため，食品衛生協会及び関係団体の円滑な事業運営，自主的活動の推進に努めるとともに，各種イベントへの助言，支援を行っている。

(2) 環境衛生

日常生活に密接な関係がある環境衛生営業施設並びに多数の者が使用・利用する建築物，貯水槽水道施設等を対象に監視立入や各種科学的検査を行い，施設の改善，維持管理の徹底を指導することにより，衛生水準の向上に努めている。

① 施設の監視指導

旅館業及び興行場等の営業施設並びにその他の施設について，自主的な衛生管理の推進，衛生基準の遵守，施設の適正な維持管理の徹底等を指導した。

《環境衛生関係施設》

(単位：件)

区 分	施 設 数			許可（届出）件数			廃 止 件 数			監 視 件 数		
	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
総 数	4,716	4,720	4,724	49	53	40	19	49	36	248	255	288
営 業 施 設	1,113	1,110	1,116	30	25	29	13	28	23	88	106	108
旅 館 業 総 数	149	155	156	8	10	8	3	4	7	18	43	21
旅 館 ・ ホ テ ル	79	80	75	1	3	0	2	2	5	8	29	6
簡 易 宿 所	70	75	81	7	7	8	1	2	2	10	14	15
下 宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—
興 行 場 総 数	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映 画 館	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ス ポ ー ツ 施 設	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 衆 浴 場 総 数	33	32	32	0	1	1	1	2	1	15	31	29
一 般	12	10	10	0	0	0	1	2	0	12	20	18
そ の 他	21	22	22	0	1	1	0	0	1	3	11	11
理 容 所	224	220	217	4	0	1	3	4	4	12	2	16
美 容 所	515	516	524	17	12	18	6	11	10	38	16	41
ク リ ー ニ ン グ 所 総 数	183	178	178	1	2	1	0	7	1	5	14	1
一 般	63	58	59	0	0	1	0	5	0	0	12	1
取 次 店	120	120	119	1	2	0	0	2	1	5	2	0
そ の 他	3,603	3,610	3,608	19	28	11	6	21	13	160	149	180
化 製 場 等	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
畜 舎 家 禽 舎	14	15	15	0	1	0	0	0	0	0	2	2
墓 地 納 骨 堂	2,894	2,896	2,901	3	2	5	0	0	0	7	4	8
火 葬 場	25	25	24	0	0	0	0	0	1	0	0	0
特 定 建 築 物	72	73	74	0	2	1	1	1	0	72	72	75
プ ー ル	66	65	65	0	1	0	0	2	0	7	16	16
専 用 水 道	9	10	9	0	1	0	0	0	1	4	5	4
簡 易 専 用 水 道	423	415	412	3	7	2	3	15	5	2	3	3
井 戸 其 他 の 水 道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
温 泉 利 用 施 設	35	46	42	12	12	0	1	1	4	16	22	35
建 築 物 登 録 業	35	33	32	0	0	1	1	2	2	4	7	12
コ イ ン ラ ン ド リ ー	29	31	33	1	2	2	0	0	0	6	3	2
家 庭 用 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	10	10
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31	4	12

※施設数は各年度末現在

墓地納骨堂の施設数は未完成施設を含む。

墓地納骨堂の許可件数には、変更許可を含む。

② 検査

衛生上の各基準の適合状況を把握し、衛生管理の徹底等を指導するため、検査を行った。

《検査状況》

(単位：件)

区 分	3 年 度	4 年 度	5 年 度	不 適 良 数	内 訳		備 考 (不良, 不適項目)
					理化学	細菌	
総 数	35	53	55	0			
公衆浴場等	浴槽水等	8	14	14	0		
	原 水	0	3	4	0		
コインランドリー拭き取り		0	0	0	0		
お し ぼ り		0	0	0	0		
理・美容所拭き取り		0	0	0	0		
家 庭 用 品		10	10	10	0		
飲料水	井戸等	1	1	1	0		
	簡易専水等	4	4	4	0		
	その他	0	0	0	0		
プ ー ル 水		10	19	20	1	1	pH
ク リ ー ニ ン グ 排 水		0	0	0	0		
クーリングタワー冷却水		0	0	0	0		
医 薬 品		0	0	0	0		
業務上取扱者廃液検査		2	2	2	0		

※ 飲料水の簡易専水等には、専用水道，タンク水を含む。

飲料水のその他には，船舶飲料水を含む。

③ 環境衛生知識の普及啓発

衛生講習会の開催、市政だより、ホームページ等で広く一般に環境衛生知識の普及啓発に努めた。

《衛生教育開催状況》

(単位：回，人)

区 分		総 数	プ ー ル 衛 生 講 習 会	理 美 容 会 講 習 会	そ の 他 会 講 習 会
3 年 度	回 数	1	0	0	1
	人 数	49	0	0	49
4 年 度	回 数	4	1	1	2
	人 数	129	57	30	42
5 年 度	回 数	2	1	1	0
	人 数	76	36	40	0

④ 苦情・相談

ハチ等の被害防止に関する相談や、ダニ、ノミ、ハエ等の衛生害虫についての対処方法など各種苦情相談に応じている。

《相談 ・ 苦情受付状況》

(単位：件)

区 分	3 年 度	4 年 度	5 年 度												
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
ネ ズ ミ	8	6			1	2	1							1	5
ハ エ	0	0						1							1
ノ ミ	0	0													0
シ ラ ミ	0	0													0
ダ ニ	0	0					2	1	1						4
ア リ	3	1					1								1
ハ チ	162	113	4	4	17	33	41	28	21	5			1		154
カ メ ム シ	2	0			1										1
チャタテムシ	0	0													0
カツオブシムシ	0	0													0
シバンムシ	0	0													0
ム カ デ	0	0													0
へ ビ	4	0		2	1		1	2							6
ハ ト	0	0					1								1
コ ウ モ リ	4	6					1								1
イ タ チ	0	0													0
ゴ キ ブ リ	0	0													0
シ ロ ア リ	2	1		1					1						2
カ 等	0	0													0
その他の害虫	9	8				2	1	1		1					5
井戸等飲料水	0	0													0
墓地	0	1													0
上記以外	8	5		4				2	1	1	1				9
合 計	202	141	4	11	20	37	49	35	24	7	1	0	1	1	190

(3) 薬務

平成26年11月、「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」に名称が改められた。平成28年10月、特定毒物研究者について県から権限移譲を受けた。保健衛生の向上を図るため、関係施設の監視指導に努めている。

《薬務関係施設》

(単位：施設、件)

区 分		施 設 数			許可・登録（届出）件数			更新件数			廃 止 件 数			監 視 件 数				
		3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度		
総 数		1, 181	1, 168	1, 138	50	38	86	72	102	69	39	51	116	131	188	157		
薬局・医薬品販売業者等	薬 局		142	139	140	4	0	5	21	26	22	4	3	4	44	40	28	
	薬局製造販売業		7	7	7	0	0	0	3	2	0	0	0	0	3	3	2	
	薬 局 製 造 業		7	7	7	0	0	0	3	2	0	0	0	0	3	3	2	
	医 薬 品 販 売 業	店 舗 販 売 業	50	51	52	1	4	2	12	7	7	1	3	1	21	7	9	
		卸 売 販 売 業	22	21	20	0	0	1	3	5	8	1	1	2	4	14	9	
		薬 種 商 販 業	新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			旧	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
		一 般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		駅 構 内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		歯 科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ガ ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		医 療 機 器 販 売 業・賃 貸 業	高 度 管 理	120	123	122	11	6	9	11	28	14	2	3	10	20	38	23
			管 理	664	662	639	31	24	49				22	26	72	0	0	0
	毒物劇物営業業者等	製 造 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
輸 入 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
販 売 業		一 般	134	125	121	2	2	3	19	29	16	8	11	7	25	46	29	
		農 業 用	26	25	23	0	2	17	0	3	1	0	3	19	4	9	25	
		特 定	3	2	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	
要届出業務上取扱者		5	5	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	5		
届出不要業務上取扱者 （特定毒物使用者以外）		0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	6	10		
そ の 他		—	—	—	—	—	—				—	—	—	0	16	14		

※ 施設数は各年度末現在

店舗販売業：一般販売業を含む。

(4) 動物の保護管理

動物愛護センターが、平成16年1月15日に郷原に移転した。

動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図る施設として研修室などを備えている。

収容された犬猫が快適にすごせるよう、冷暖房・床暖房を完備している。

① 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法では、飼い主は、犬の登録と狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられている。(ただし、生後91日未満のものは除く。)そのため、例年のとおり4～6月に市内の公園や市民センターなどに会場を設けて、新たな登録と狂犬病予防注射(集合注射)を行った。

なお、狂犬病予防注射は、開業獣医師のところでも接種可能である。

《犬の登録と狂犬病予防注射の実施状況》

(単位：頭)

区分	登録数	予防接種頭数		
		総数	集合注射	その他
3年度	10,709	7,842	1,236	6,606
4年度	10,478	7,537	1,123	6,414
5年度	10,224	7,362	1,061	6,301

※犬の所有者から、その犬が負傷、疾病、老衰などにより、予防注射の延期の申し出があった場合、開業獣医師の交付する狂犬病予防注射実施猶予認定書により予防注射を猶予する。

② 犬の捕獲

狂犬病予防法に基づき、繋がれていない犬や市民からの苦情に対し、捕獲業務を行った。

《犬の捕獲状況》

(単位：件、頭)

区分	総数		技術員によるもの		捕獲器によるもの	
	受付	捕獲	受付	捕獲	受付	捕獲
3年度	215	35	169	28	46	7
4年度	140	34	117	30	23	4
5年度	79	11	63	6	16	5

③ 犬・猫の引取り

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬・猫の引取り業務を行った。

《犬・猫の引取り状況》 (単位：件，頭)

区分	犬		猫	
	受 付	引取り	受 付	引取り
3年度	29	62	25	43
4年度	30	71	14	22
5年度	19	51	22	36

④ 咬傷事故

広島県動物愛護管理条例により、犬が人を咬んだ場合、その飼い主は、咬傷事故の届出と、獣医師による狂犬病か否かの診断が義務づけられている。

《咬傷事故状況》 (単位：件)

区分	総数	飼い犬による			野犬による
		登録犬	未登録犬	飼主不明犬	
3年度	3	3	0	0	0
4年度	7	6	0	1	0
5年度	7	7	0	0	0

⑤ 犬・猫の譲渡

犬・猫の譲渡事務取扱要綱を定め、実施している。

《犬・猫の譲渡状況》 (単位：頭)

区分	犬	猫
3年度	102 (27)	58 (20)
4年度	76 (44)	40 (39)
5年度	64 (17)	50 (11)

※ () 内は成犬猫数

※猫は平成27年8月から、犬は平成28年度から、処分せずに動物愛護団体等に団体譲渡している。

⑥ 猫の不妊・去勢手術の一部補助

猫の不妊・去勢手術の補助に関する要綱を定め、平成7年11月1日から実施している。

《猫の不妊・去勢手術の補助状況》 (単位：件)

区分	総数	不妊	去勢
3年度	385	227	158
4年度	231	136	95
5年度	284	187	97

⑦ 地域猫活動の支援

野良猫（飼い主のいない猫）の対策として、「地域猫活動ガイドライン」を策定し、地域猫活動実施要綱を定め、平成28年度から地域猫活動に対する支援（住民の負担なしで不妊去勢手術）を行っている。

《地域猫活動に対する支援状況》 (単位：箇所、件)

区分	箇所	総数	不妊	去勢
3年度	21	250	156	94
4年度	24	282	170	112
5年度	10	437	236	201

⑧ 動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律により、ペットショップ、トリマー、ペットホテルなど、営利で動物を取り扱う（第1種動物取扱業）には登録が、非営利で取り扱う（第2種動物取扱業）には届出が必要である。

《第1種動物取扱業の登録状況》 (単位：件、施設)

区分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養	施設数
3年度	34	35	3	2	4	0	0	66
4年度	34	37	4	2	5	0	2	67
5年度	38	40	4	2	5	0	2	73

《第2種動物取扱業の届出状況》 (単位：件、施設)

区分	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	施設数
3年度	1	0	0	0	0	1
4年度	1	0	0	0	0	1
5年度	2	0	0	0	1	2

⑨ 特定動物の飼養

動物の愛護及び管理に関する法律により、ライオン、ワニ、さるなど、人に危害を加えるおそれのある動物は、特定動物に指定され、飼うには呉市保健所の許可が必要である。

《特定動物の飼養状況》（単位：件，施設）

区分	ワニ	
	施設数	頭 数
3 年度	1	2
4 年度	1	2
5 年度	1	2

⑩ 動物愛護啓発行事

動物愛護週間の趣旨にそって、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるよう、関係団体の協力を得て開催している。

3 衛生検査状況

市民及び市内業者からの依頼に基づき検査を令和2年度まで実施した。

令和3年度以後は、保健所での受付を取りやめ、民間の検査事業所の利用をお願いしている。

区分		(単位：件)	
		2 年度	3 年度～
総 数		666	—
食 品 衛 生		0	
食 品		0	
そ の 他		0	
飲 料 水		335	
井 戸 水		164	
ビ ル 給 水		59	
船 舶 水		110	
そ の 他		2	
環 境 衛 生		65	
プ ー ル 水		23	
地 下 水		40	
浴 槽 水		0	
砂 場 の 砂		2	
そ の 他		0	
臨 床 検 査		266	
腸 内 細 菌 の み		34	
腸 内 細 菌 と O 157		232	
O 157 の み		0	